

# 委託業務企画提案指示書

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

若者をターゲットとした「いしかり地域情報発信事業」委託業務

### (2) 業務の目的

石狩振興局管内は、道内の大学生の7割が集まるなど、若者が集中する一方で、新規大卒者が道外企業へ就職する割合も高く、毎年約3,000人を超える若者（15～29歳）が首都圏に流出している。

このため、石狩振興局では産学官連携により、管内や首都圏の大学生等の地域活動を支援し、石狩地域への理解促進や愛着醸成を図るなど、若者の地元定着を目指した取組を推進しているところ。

本事業は、こうした取組によって生まれた若者の石狩地域への理解や愛着を「一時的なもの」として終わらせること無く、道外に転出した後も引き続き石狩地域との関わりの維持・強化を図るとともに、道外で暮らす若者と新たな関係を創出するため、管内大学卒業生等の若者（以下、メインターゲットという）をターゲットとした効果的な情報発信を行うもの。

### (3) ポータルサイト「きらり☆いしかり」について

本サイトは、石狩地域への来訪・周遊や、将来的な移住・定住を検討する人を対象に、管内の観光・食・産業・企業等の情報や、若者の地元定着に向けた各種取組の情報を発信するため、令和3年度に開設したもの。

サイト URL：<https://www.kirari-ishikari.pref.hokkaido.lg.jp/>

### (4) 業務の内容

ポータルサイト「きらり☆いしかり」の改修等

ア メインターゲットに向けた石狩地域の情報発信ページの新設（石狩地域との関わりの維持・強化）

当局が実施する大学生等の地域活動、各種交流活動の情報や、将来的な交流・関係・定住人口の創出につながる情報を掲載したページを新設し、メインターゲットの更なる地域理解の深化や関心の継続を図る。

- ・メインターゲットのニーズを的確に把握し、石狩地域との関わりの維持・強化に繋がる情報発信を行うページであること。
- ・当局が実施する若者事業の活動状況を学校ごとに掲載できる仕様とすること。
- ・その他の大学生等の地域活動や各種交流活動の情報が追加できる仕様とすること。
- ・各市町村のお祭りやイベント、ふるさと納税に関する情報などを掲載できる仕様とすること。

イ 企業関連の情報を集約したページ「働く」の新設（企業情報の拡充）

石狩管内企業の紹介やインタビュー記事の拡充等、石狩管内で働くことを検討するメインターゲットが求める企業情報等を充実させる。

- ・現在掲載されている「企業」「新しい働き方」等の企業関連の情報を集約すること。
- ・管内各市町村企業の魅力を伝えるインタビュー記事等を作成・拡充すること。

・例：石狩地域における新しい働き方としてコワーキング、ワーケーションの記事等を作成・拡充。

ウ メインターゲットを引きつけるサイトデザインの改修等（利便性の向上）

サイトデザインにおける視認性等をメインターゲットの需要にあわせ改修することにより、利用者が閲覧、活用しやすいサイト構成とする。

・例：各種情報掲載ページを市町村別に整理、スマートフォン等での閲覧を考慮したデザイン等。

エ その他

・本事業の趣旨やコンセプトを実現するために必要な付加機能があれば提案すること。

・メインターゲットとの関係維持のため、ポータルサイト「きらり☆いしかり」への効果的な誘導や、効果的な情報発信方法等があれば提案すること。

・ページ全体を通して、複数の利用者によるコメントや書き込み機能等の仕様（掲示板等）は不要であること。

(5) 契約期間

契約締結の日から令和6年（2024年）2月29日まで

## 2 予算上限額

156万4千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

## 3 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 単体企業又は複数企業（法人及び法人以外の団体を含む）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）等とする。

(2) 単体企業及びコンソーシアムの構成員等は、次のいずれにも該当すること。

ア 道内に本社又は事業所等を有する企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体であること（宗教団体や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制下にある団体を除く。）。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下に同じ。）

(イ) 本店及び事業所が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

く。)

(ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

(3) コンソーシアムにおいては、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

ア コンソーシアムを構成する企業等間に明確な契約が存在すること。

イ 会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

#### 4 提案事項

(1) 業務処理計画

ア 業務処理体制

(ア) 業務を遂行する上で必要な専門的な知識・技術・ノウハウ・ネットワークを有し、確実な実施が見込まれるか。

(イ) 業務を円滑かつ確実に実施するための業務処理体制・人員体制は妥当か。

(ウ) 情報セキュリティを確保するための規程等に基づく体制が整っているか。

(エ) インシデントや障害発生時に、速やかに対応できる体制が整っているか。

(オ) 適切な労務管理や財務管理の体制が整備されているか。

イ 業務処理計画

(ア) 業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュールとなっているか。

(イ) 経費の積算は、適正かつ妥当なものとなっているか。

(2) 事業イメージ

ア 全体概要

※事業の目的、メインターゲットのニーズを踏まえた、事業の展開や方向性を示すこと。

イ ポータルサイト「きらり☆いしかり」の改修

(ア) 石狩地域の情報発信ページの新設

(イ) 企業情報掲載ページの集約（新設）、拡充

(ウ) サイトデザインの改修

(エ) その他（本事業の趣旨やコンセプトを実現するための付加機能や追加提案）

#### 5 審査基準

審査は次の項目について評価するので、十分留意のうえ、企画提案書を作成すること。

(1) 事業者の適格性

ア 業務処理体制

業務を遂行する上で必要な専門的な知識・技術・ノウハウ・ネットワーク等を有し、確実な実施が見込まれるか。業務を円滑かつ確実に実施するための業務処理体制・人員体制は妥当か。

イ 業務処理計画

業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュールとなっているか。経費の積算は、

適正かつ妥当なものとなっているか。

(2) 企画提案の内容の整合性・目的の適合性

ア 事業の目的を十分に理解し、事業展開や改修内容等がコンセプトを実現するための効果的な提案となっているか。

イ メインターゲットに向けた石狩地域の情報発信ページの新設について、当局で実施する大学生等の地域活動、各種交流活動、各市町村のイベント情報やふるさと納税に関する情報等、将来的な交流・関係・定住人口の創出に繋がる情報を効果的に発信する内容となっているか。

ウ 企業関連の情報を集約したページ「働く」の新設について、石狩管内企業の紹介インタビュー記事の拡充等、石狩管内で働くことを検討するメインターゲットが求める企業情報等の充実が的確に図られているか。

エ サイトデザインの改修が、利用者が閲覧、活用しやすいサイト構成となっているか。また、付加機能や情報発信方法の提案が、本事業の趣旨やコンセプトに合っているか。

## 6 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書及び添付書類を提出すること。

- (1) 提出書類 参加表明書（別添様式）、添付資料
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出期限 令和5年（2023年）9月19日（火）17時必着
- (4) 提出場所 13に同じ
- (5) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留又は書留のいずれかによる。）  
持参の場合の受付時間は、土日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで
- (6) その他 提出された書類等については、返却しない。

## 7 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、道から企画提案書の提出の要請を受けた者は、次のとおり提出すること。

- (1) 提出書類 企画提案書（別添様式）、添付資料、情報セキュリティ管理規定・体制
- (2) 提出部数 6部（提案者名は1部のみ記載し、残り5部には提案者名を記載しないこと。）
- (3) 提出期限 令和5年（2023年）10月3日（火）17時必着
- (4) 提出場所 13に同じ
- (5) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留又は書留のいずれかによる。）  
持参の場合の受付時間は、土日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで
- (6) その他 提出された書類等については、返却しない。

## 8 企画提案書に関するヒアリング

- (1) 企画提案書を提出した者に対して、プロポーザル審査会においてヒアリングを実施する。  
ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。
- (2) 企画提案書の提出数が5を超える場合には、書類選考を行う場合がある。
- (3) ヒアリングに参加しなかった提出者のプロポーザルは無効とする。
- (4) 審査終了後、速やかに審査結果を書面により通知する。

## 9 委託契約に関する基本的事項

特定者と結ぶ委託契約においては、次の事項を基本とする。

- (1) 提案内容の修正  
採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。
- (2) 契約形態  
コンソーシアムの場合には、コンソーシアムの構成員連名による委託契約とする。
- (3) 見積書の提出  
公募型プロポーザル審査会で選定された企画提案者に対して、所定の手続きを経た上で、当該事業に関する見積書の提出を依頼する。
- (4) 契約保証金  
受託者は契約締結時に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納める。  
なお、契約保証金の納付が免除される場合がある。
- (5) 再委託の禁止  
業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (6) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い  
成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含む。  
なお、本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て北海道に帰属するものとする。

## 10 サイトの仕様等

- (1) 「北海道公式ウェブサイトのウェブアクセシビリティに関するポリシー」を参考に、ウェブアクセシビリティに配慮すること。
- (2) サイト利用者の閲覧ブラウザ、OS（バージョン）は、改修時の最新版に対応していること。また、Google Chrome、Firefox、Safari、Microsoft Edge（全て最新版）での閲覧やサービスの利用等が支障なくできること。
- (3) サイトについては、「W3C (World Wide Web Consortium)」の最新勧告及び「ウェブコンテンツ JIS (JISX8341-3:2016)」に準拠すること。
- (4) 写真や映像、イラスト等を積極的に活用し、魅力や情報がわかりやすく伝わるデザインとし、サイト全体に統一感を持たせること。なお、写真や映像、イラスト等の使用にあたり、著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとする。
- (5) セキュリティ対策は、「北海道情報セキュリティ基本方針」、「北海道情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリティガイドライン」を遵守すること。
- (6) ドメインは、既存のサイトで利用しているドメインを継続して利用すること。
- (7) サイトの通信は全て TLS (Transport Layer Security) にて暗号化を行うこと。なお、証明書は北海道で用意する証明書を使用して必要な設定を行うこと。
- (8) サイト利用者が情報を登録する機能（アンケート回答、写真等）の実装が提案内容に含まれている場合は、当該登録情報のデータベースから CSV 形式で抽出する機能を実装すること。
- (9) 保守管理業者と連携し、適切なセキュリティ対策を講じること。

(10) 委託者がサイトのデザインやデータを柔軟に更新できる仕様とすること。

## 11 成果品

以下の成果品一式を電子媒体（CD-R 等）及び紙媒体（A4 判）により、別途指示する期日までに各 1 部を提出すること。

- ア 本事業の処理結果を記載した事業報告書
- イ 改修したウェブサイトページ（サーバに格納され、システムとして稼働可能な状態）
- ウ サイト構造設計書
- エ プログラムデータ一式
- オ 画像データ（高解像度のデータもあわせて納品すること。）
- カ 管理運用マニュアル

## 12 その他

(1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨

日本語、日本円

(2) 契約書

別途作成する。

(3) 無効となる提出書類

企画提案書及び添付資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。

- ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- エ 虚偽の内容が記載されているもの。

(4) その他

- ア 企業・団体等は、参加表明書の提出をもって、本指示書等の記載内容を承諾したものとみなす。
- イ 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- ウ 提出された応募書類は、意見を聴取するために、有識者に閲覧させることがある。また、別途必要な書類を徴することがある。
- エ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- オ 提出された書類は、原則として道に対する情報公開の対象文書となる。
- カ 応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- キ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない。
- ク 全ての提出書類は返却しない。
- ケ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。

## 13 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

〒060-8558 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目道庁別館 5 階

北海道石狩振興局地域創生部地域政策課 担当：長岡、高田

電話番号 011-795-9978（直通）

F A X 番号 011-232-1070

メールアドレス [ishikari.chisei1@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:ishikari.chisei1@pref.hokkaido.lg.jp)